

補論 2

電子商取引

電子商取引については、1998 年に WTO において作業計画が策定されて以降議論が続けられているが、第四次産業革命等の技術の進歩や越境ビジネスの拡がりとともに、ルール形成の必要性について認識が特に近年高まってきている。今日では、WTO 以外でも、G7、G20、OECD、APEC 等、様々な国際的枠組みで電子商取引の議論がされており、また、EPA/FTA においても電子商取引に関する規律を設ける動きが主流となっている。

1. 電子商取引に関する主要論点

WTO では、電子商取引について、新しい取引形態であること、国境を越える取引を伴うことが多いこと等から、WTO 協定との関係について議論が進められている。WTO における電子商取引に関する議論において、具体的に検討の対象となっている主な論点は以下のとおりである¹。

(1) デジタルコンテンツの WTO 協定上の取り扱い

電子商取引は、財、サービスの流通構造に大きな変革をもたらしてきたが、電子商取引の概念やこの商形態を WTO 協定上どう取り扱うかについての決着はついていない。

いわゆるデジタルコンテンツの分類問題は長年議論されてきた。デジタルコンテンツを売買する際、その代価は物の購買料か、サービスの対価か、知的財産権の使用料かという分類いかんにより、適用されるべき規律が異なってくる。また、本質的に同じモノが物理的に流通する場合とネットワーク上で流通する場合とで差別的な取り扱いがある場合は、貿易歪曲効果を生じさせるとの指摘もなされている。

例えば、EU は、デジタルコンテンツの提供はサービ

スの範疇に含まれ、サービスの提供を規律する GATS が適用されるべきであり、提供の手段が、例えば放送サービスによる場合と電子商取引による場合とで差を設けるべきではない（技術中立性を保つべき）と主張している。

我が国の立場は、デジタルコンテンツが CD-ROM 等の媒体に記録されて越境取引される場合に GATT の規律対象になるケースにおいては、同様のデジタルコンテンツが仮にインターネットを通じて配信される場合にも、GATT に適用されるような、最恵国待遇、内国民待遇の原則が適用されることが不可欠であるというものである。米国も同様に、デジタルコンテンツに適用される規律は、GATT か GATS かという狭い議論ではなく、電子商取引の発展という目的に適うことが重要であり、現在与えられている市場アクセスの程度を後退させるような決定を行うべきではないと主張している。このような観点からは、EU の「電子商取引に GATS の規律のみを適用すべき」との主張は、GATS の 155 分類のサービス分類中、特に映像・放送サービスに係る文化的理由を付した最恵国待遇免除登録及び市場アクセス・内国民待遇に関する留保を、電子商取引に適用することを狙うものではないかとの懸念を有している。デジタルコンテンツの概念についてはなお整理が必要

¹ EPA における電子商取引章含めた電子商取引全般のルールについては第 III 部 7 章電子商取引の項参照

であるが、電子商取引の推進のためには、内国民待遇、最恵国待遇等の WTO の基本原則の適用が最大限確保されるべきである。

（２）電子送信に対する関税賦課問題

従来、CD-ROM 等の媒体に格納され、モノの形で取引されてきたデジタルコンテンツがオンライン上で取引された場合の課税を考えた場合、これらの取引を徴税機関が捕捉することは物理的に非常に困難であるという問題がある。また、電子送信行為を課税の対象とし、送信量（通信ログ等により算出）に基づき課税しようとしても、デジタルコンテンツそのものの価値と送信量は必ずしも比例しないことから、実際のコンテンツの価値の評価とは無関係に課税されるという問題が生ずる。

このように、電子送信に対する関税賦課には技術的な問題があることに加え、電子商取引の発展のために、自由な取引環境を確保する必要があるとの観点から、インターネット取引に関税を賦課すべきではないとの国際合意を形成すべきとの声が高まってきた。

その結果、第 2 回閣僚会議（1998 年 5 月）において、「グローバルな電子商取引に関する閣僚宣言」が合意され、その中に、「次期閣僚会議（1999 年）まで電子送信（electronic transmission）に対する関税を賦課しないという現在の慣行を継続する（関税不賦課のモラトリアム）」旨記載された（なお、物品の配送が物理的に行われる場合には、通常の取引同様関税賦課の対象となる）。

この関税不賦課のモラトリアムの取り扱いについては、第 3 回閣僚会議（1999 年 12 月）が決裂した結果、合意がない状態が続いていたが、第 4 回閣僚会議（2001 年 11 月）において、第 5 回閣僚会議までの延長が宣言された。しかしながら、その後、第 5 回閣僚会議（2003 年 9 月）が決裂し、この関税不賦課のモラトリアムは延長されていなかったが、2004 年 7 月末の一般理事会合意により 2005 年末の第 6 回閣僚会議までモラトリアムは延長されることで合意された。その後、途上国を中心に、電子商取引による恩恵を十分に受けていないとして、モラトリアム延長に慎重な意見が出されることがあったが、第 6 回閣僚会議（2005 年 12 月）、第 7 回閣僚会議（2009 年 12 月）、第 8 回閣僚会議（2011 年 12 月）、第 9 回閣僚会議（2013 年 12 月）、第 10 回閣僚会議（2015 年 12 月）においても、次回閣僚会議までのモラトリアムの継続が決定された。第 11 回閣僚会議（2017 年 12 月）では、「2019 年開催予定の第 12 回閣僚会議まで」モラトリアムを継続することが決定されたが、第 12 回閣僚会議の開催が 2020 年 6 月に延期されたことを受け、2018 年 7 月に開催された一般理事会において、モラトリアムの期限を「2019 年末」とすることが決定された。2019 年 12 月に開催された一般理事会では、モラトリアムの延長に慎重な立場のインド、南アフリカ及びスリランカの意向を踏まえ、モラトリアムのスコープ、定義及びその影響を含む構造的な議論を電子商取引作業計画の下で 2020 年前半に実施することを前提に、モラトリアムを第 12 回閣僚会議まで延長することが決定された。

参考 電子的に配信されたサービスに対する付加価値税（VAT: Value Added Tax）

インターネット等を通じて国外事業者からデジタルコンテンツ等のサービス提供を電子的に受ける場合、当該サービス提供に関する付加価値税（Value Added Tax、以下「VAT」）が課されないとする、国内事業者から同様の電子的サービス提供を受ける場合に VAT が課されることに照らして、国内外の事業者間の競争条件にゆがみが生じることとなる。この点について OECD 租税委員会は、1998 年のオタワ電子商取引会議において、越境取引に関しては消費が行われた国による VAT 課税に服すべき旨の基本的枠組みを発表し、これを踏まえた勧告を 2003 年に公表している。

EU では、理事会指令（2006/112/EC）の下、EU 域外の事業者と EU 域内の消費者との間でデジタルコンテンツの取引が行われる場合、域外事業者は消費者の移住地に従って VAT を価格に上乗せし、登録した国に納税することとされている。域外事業者は、サービス提供を行う全ての加盟国で VAT 登録を実施し、各国で VAT の申告納税を行うこともできるが、VAT 登録した加盟国 1 か国を通じて各加盟国に納税を行う MOSS（ミニ・ワン・ストップ・ショップ）制度を利用することができる。

日本では、インターネット等を通じたサービスが国

内事業者から提供される場合には消費税が課される一方、国外事業者から提供される場合には不課税とされる状況にあったが、2015年10月に施行された消費税法改正により、後者についても日本の消費税が課されることとなった。日本国内の消費者に対してインターネット等を通じたサービス提供を行う国外事業者は、日本の税務署に消費税の申告納税を行うこととされている。

(3) 越境データ流通規制

デジタル経済の進展により、国境を越えて移動するデータ量も急速に拡大している。また、越境データ移動を伴うビジネスの様態も多岐に渡っている。例えば、消費者とサービス提供者がデータのやり取りをするオンラインショッピングやオンライン配信等のビジネスや、個人のサービス利用情報等を広告等に活用するオンライン・プラットフォーム等のビジネス、IoT (Internet of Things) 化によりモノ同士のデータのやり取りを伴う製造業等が挙げられる。

このように、データの越境移動とビジネスが密接に関連するなかで、データの自由な越境移動を確保することが重要であるが、一方で、個人情報の保護など一定のデータ保護政策も信頼のあるデジタル経済の発展には欠かせない要素である。

個人の人权保護、自国の産業保護、又は国家安全保障の観点などの理由から個人情報や国家にとって重要なデータについて、国外移転規制や国内へのデータ保存を義務付ける規制を導入している国があるが（次項参照）、こうした規制が過剰なものとならず、適切にデジタル経済の発展を促すものとなることが重要である。こうしたことから、2019年6月に開催されたG20大阪サミットでは、信頼による自由なデータ流通（データフリーフローウィズトラスト：DFFT）の概念が提唱され、信頼の確保がより自由なデータ流通を促すような環境作りに向けた国際的な議論が行われている。

越境データ流通に関するルール形成は、FTA/EPAで先行しているが、WTOにおいても電子商取引有志国合会を中心として議論が進められている。

3. WTOにおける検討の経緯

WTOにおける電子商取引に関する検討の経緯をまとめると以下のとおりである。

(1) 第2回閣僚会議における作業計画の決定（1998年5月）

第2回閣僚会議において、「グローバルな電子商取引に関する閣僚宣言」が採択された。本宣言では、関税不賦課モラトリウムとともに、電子商取引に関するすべての貿易関連の問題について検討するための作業計画の策定が決定された。

(2) 作業計画の策定と下部機関における検討（1998年10月～1999年7月）

閣僚宣言を踏まえて1998年10月に電子商取引に関する作業計画が策定された。以後、サービス理事会、物品理事会、TRIPS理事会、貿易と開発委員会の4下

部機関における検討が1999年7月まで行われ、その検討結果が一般理事会に報告された。

(3) 電子商取引作業計画の中断と再開（1999年12月～2000年12月）

第3回閣僚会議が決裂した後、電子商取引作業計画は事実上休止していた。しかし、技術革新の早い分野における電子商取引関連セクターの自由化、ルール策定を求める声は閣僚会議決裂後も引き続き高く、第3回閣僚会議から約半年後の2000年7月の一般理事会において、電子商取引作業計画の再開が決定された。その後、下部機関での検討が進められる中で、電子商取引を巡るWTO上の諸問題の多くは分野横断的視点からの検討が必要であるとの認識が、日本をはじめ各国の間から生じてきた。そこで、電子商取引がWTO上の規律に与える様々な影響（モノ、サービス、知的財産等の貿易に対する影響）を幅広く理解するために、電

子商取引に関して分野横断的な検討を行うべく作業部会の設置が検討された。

2001 年 6 月に電子商取引特別会合（dedicated discussion on e-commerce）を開催し、専門家による分野横断的課題の集中的な討議を行うことが決定された。

（４）第４回閣僚会議（2001 年 11 月）

第４回閣僚会議では、電子商取引作業計画を継続し、計画を更に進めるために適切な枠組み（institutional arrangements）を作ることを検討すること、そして第５回閣僚会議に検討の進捗状況につき報告を行う旨が宣言された。

（５）第４回閣僚会議以降の動き

第４回閣僚会議以降、電子商取引に関する検討は、引き続き一般理事会の下で電子商取引特別会合を中心に行われた。第２回会合（2002 年 5 月）以降も引き続き分類問題について議論がなされたほか、財政的インプリケーションについても議論が行われた。我が国からも開発に関して IT 協力を紹介するペーパーを提出し、本件に関する積極的貢献を行った。この他、2002 年 4 月に貿易と開発委員会でセミナーが開催されたこともあり、開発途上国の関心が寄せられた。これらの結果、電子商取引推進の重要性について開発途上国の理解を徐々に得るに至った。

また、米国は、電子商取引の更なる発展のためにいくつかの基本的な原則（自由な取引環境の確保、市場アクセスの拡大、関税不賦課モラトリアムの恒久化等）について加盟国間で合意を目指すことを提案し、先進国からは概ね支持が得られた。

（６）第６回閣僚会議（2005 年 12 月）

第６回閣僚会議では、電子商取引作業計画に基づく検討作業が未だ完了していないことに留意し、開発関連事項及び電子ソフトウェアの貿易上の取扱等に関する議論を再活性化することが合意された。

（７）第７回閣僚会議（2009 年 12 月）

第７回閣僚会議では、電子商取引作業計画に関して、作業を精力的に再活性化させること、一般理事会が作業計画の進捗の定期的レビューを行うこと、作業計画は基本的な WTO の原則や電子的に送信されたソフトウェアの貿易上の取り扱いに関する議論を含むこと等が合意された。

（８）第８回閣僚会議（2011 年 12 月）

第８回閣僚会議では、インターネットのアクセス性の向上の観点から、開発途上国、とりわけ後発開発途上国に対する特別の配慮をもって作業計画の再活性化を継続させること、零細・中小企業による電子商取引へのアクセスについても調査すること、一般理事会が作業計画の進捗状況を評価し、次回閣僚会議における何らかの勧告について検討するための定期的レビューを行うこと（2012 年 7 月及び 12 月並びに 2013 年 7 月の会議において）等が合意された。

（９）第９回閣僚会議（2013 年 12 月）

第９回閣僚会議では、積極的な作業の継続、WTO の基本原則（非差別性、予見可能性及び透明性を含む）の遵守、開発途上国（とりわけ後発開発途上国）や電子商取引への接続が少ない国に対して特別な配慮をしつつ、電子商取引の適用を進展させること、零細・中小企業による電子商取引へのアクセスについての調査の継続、一般理事会が作業計画の進捗状況の定期的レビューを実施すること等が合意された。

（１０）第１０回閣僚会議（2015 年 12 月）

第１０回閣僚会議では、電子商取引作業計画の継続と、次回閣僚会議までに、一般理事会が作業計画の進捗状況の定期的レビューを実施することも合意された。

第１０回閣僚会議以降、電子商取引分野は各国の関心を集め、2016 年 7 月の電子商取引特別会合に向け、

様々な提案が各国から WTO に提出された。日本からも、WTO における電子商取引の具体的ルール形成に積極的に参画すべく、情報の電子的手段による国境を越える移転の確保、コンピュータ関連設備の設置要求の禁止、ソース・コード開示要求の禁止を議論すべき論点として盛り込んだ提案をおこなった。しかし、同年 10 月に開催された電子商取引特別会合では、一部加盟国から、電子商取引特別会合で議論をおこなうという手続面へ懸念が表明されたことで内容面には議論が及ばず、以後、電子商取引の議論は停滞した。

(1 1) 第 11 回閣僚会議 (2017 年 12 月)

上記の状況に鑑み、第 11 回閣僚会議では、WTO における電子商取引の議論を進展させるため、閣僚間で、分野横断的な議論の実施に合意できるかどうか大きな争点となり、先進国・途上国を問わず多くの国から、4 下部機関（サービス理事会、物品理事会、TRIPS 理事会、貿易と開発委員会）毎の個別分野に閉じない分野横断的な新たな場の立ち上げもしくは電子商取引特別会合の制度化の提案が行われた。しかし、途上国の一部が既存の議論のあり方を変えることに強く反対し、分野別議論の継続を主張したことから、最終的には分野横断的な議論の実施については合意できず、第 10 回閣僚会議に続き、一般理事会が作業計画の進捗状況の定期的レビューを実施するとの合意に留まった。

こうした動きの中で、第 11 回閣僚会議の際に日本は豪州、シンガポールとともに、電子商取引の議論を積極的に進めるべきとの立場をとる有志国を集め、電子商取引閣僚会合を主催した。同会合終了後、71 の加盟国と WTO における電子商取引の議論を進めるという目標を共有すること、電子商取引を円滑化するため、オープンで透明性があり無差別的で予測可能な規制環境を作り上げていくために WTO が担う重要な役割を認識すること、電子商取引の貿易関連側面に関する将来的な WTO 交渉に向けて、2018 年第一四半期から探求的な作業を始めること、全ての WTO 加盟国に対して参加を奨励すること等が盛り込まれた共同声明を発出した。WTO において「有志国が議論を主導する」という今後の議論の進め方の方向性を示すこととなった。

(1 2) WTO 電子商取引有志国会合の取組

上記共同声明をうけ、2018 年 3 月から、将来の WTO 電子商取引ルールに含まれるべき要素について議論を行う探求的作業が開始された。

第 11 回閣僚会議での立ち上げから 1 年を経た 2019 年 1 月、スイス（ダボス）において、日本は、豪州、シンガポールとともに、WTO の電子商取引に関する非公式閣僚級会合を主催した。同会合で各国代表は、WTO におけるルール作りの意義等について意見交換を行い、会合後、国際貿易の約 90 パーセントを代表する 76 の加盟国（当時）で、電子商取引の貿易側面に関する交渉を開始する意思を確認する共同声明を発出した。

加えて、2019 年 6 月の G20 大阪サミットの機会に開催された「デジタル経済に関する首脳特別イベント」において、27 か国の首脳の参加の下、WTO 電子商取引有志国会合に参加する 78 の加盟国（当時）とともに、今後、デジタル経済、特にデータ流通や電子商取引に関する国際的なルール作りを進めていくプロセスである「大阪トラック」を立ち上げる旨の「デジタル経済に関する大阪宣言」を発出した。当宣言において、WTO 電子商取引有志国会合での交渉については、第 12 回閣僚会議までに実質的な進捗を得ることを目指すことに合意した。

WTO 電子商取引有志国会合では、各国からのテキスト提案を基に、デジタル貿易・電子商取引の円滑化や、自由化、信頼向上など、6 つのフォーカスグループに分かれて議論が進められており、2019 年 9 月からは各国のテキスト提案をストリームライン化した共通のテキストを用いて交渉が行われている。

2020 年 1 月、スイス（ダボス）で開催された電子商取引に関する非公式閣僚級会合では、第 12 回閣僚会議までに、テキストのストリームライン化を更に進め、「統合交渉テキスト」を作成することで一致した。

なお、交渉で取り上げられている電子商取引の規律は複数の WTO 協定に関係するものであるが、どのような法的枠組みを採用するかについては決まっておらず、交渉参加国間で議論が行われている。

2. 越境データ流通を巡る各国規制

1. 規制の背景

近年、各種経済連携協定や自由貿易協定、さまざまな国際的なフォーラムで、グローバルな経済発展を促進するため、国境を越える情報の自由な流通の原則が確認されている²。他方で、個人情報や国家にとって重要な情報について、国外へデータを移転することへの規制や国内にデータを保存することを義務付ける規制を導入している国もある。こうした越境データ流通規制の目的は、個人情報について、自国での保護と同等程度の保護を国外の移転先においても確保することや、国家安全保障の観点から重要データの移転を管理することなど様々であるが、目的に比して過剰な規制を掛けるものや、自国の産業保護を背景とした規制などについて、注意を払う必要がある。

本項では、代表例として、EU、中国、ベトナム、インドネシア及びロシアを取り上げ、各国の越境データ流通に係る業種横断的な規制を比較し、概観する。なお、本項では取り上げないが、この他にも、業種規制で越境データ流通に係る規律がなされている例があり、注意を要する。

なお、本項で代表例として取り上げた国以外では、インドでも、一定の種類の個人情報について、インド国内での情報処理や保存を求める個人情報保護法案 (The Personal Data Protection Bill) が 2019 年 12 月に国会に提出されており、今後の動向が注目されている。

2. 各国規制の比較

上記のとおり、本項では、データ保護の観点から一定の規制を置く国の代表例として、EU の個人情報の取扱いに係る自然人の保護及び個人情報の自由な移転に関する欧州議会及び理事会規則 (一般データ保護規則) (以下「GDPR」)³、中国のサイバーセキュリティ法、ベトナムのサイバーセキュリティ法⁴、インドネシア

の電子システムにおけるプライベートデータ保護に関するインドネシア共和国情報通信大臣令 2016 年第 20 号 (以下「プライベートデータ保護規則」)、ロシアのロシア連邦個人情報保護法を比較し、どのような目的で、どのような保護のための規制がかけられているかを概観する。比較の観点として、データ保護のための規制のうち、①元々領域内に存在するデータの領域外への移転 (域外移転) を制限する規制、及び、②領域内で事業を運営するにあたり必要なデータの当該領域内での保存 (データの国内保存義務) を義務付ける規制、の 2 種類の規制に着目する。

上記の各国規制において、データの域外移転の制限、データの国内保存義務が課されているか、課されている場合、どのような規制となっているか、以下で整理する。

(1) データの域外移転制限規制

EU、中国⁵、インドネシア⁶及びロシア⁷のいずれの国も、個人情報等の域外移転を制限している。各国の規制では次のような差異が見られ、中国のサイバーセキュリティ法では、サイバーセキュリティの観点からより広範な対象に規制をかけているといえる。

ア 基本的な規制内容

EU の GDPR は、EU 域外への個人情報の移転について、EU 域内での移転にはない追加的な規制がある⁸。もっとも、EU による規制の趣旨は、第三国における個人情報保護をはかることにあり、域外移転について、当該第三国における個人情報の保護のレベルなど、一定の要件を充足した場合には移転できるとされている。

中国のサイバーセキュリティ法は、国家の安全の保障等を目的とし、以下のとおり、個人情報に加えて、国家安全、経済発展及び社会の公共利益に緊密に関係

² 電子商取引に関するルール形成の概要については、2017 年版不公正貿易報告書、53 頁、「コラム 電子商取引ルールの新たな流れ」参照。

³ 2018 年 5 月 25 日施行。

⁴ 2018 年 6 月成立。

⁵ サイバーセキュリティ法 37 条

⁶ プライベートデータ保護規則 22 条

⁷ ロシア連邦個人情報保護法 12 条

⁸ GDPR44 条

するデータを重要データとして保護している⁹。同法では、越境移転に際し、安全評価を義務付ける等、国外の第三者に対する個人情報及び重要データの提供を制限しているといえる。

イ 対象情報の範囲

EU、インドネシア及びロシアは、規制対象を個人情報に限定している。

これに対し、中国は、個人情報のみならず、「重要データ」も規制の対象としている。中国が規制対象とする「重要データ」は、国家安全、経済発展及び社会公共利益に緊密な関係を有するデータと定義されている¹⁰。具体的には、データ越境流通安全評価ガイドライン案の付属文書Aにおいて、「石油・天然ガス」、「通信」等の合計27分野ごとに、重要データが例示されているが、郵便企業の伝票データや大口食料加工品のサンプリング検査情報も含むなど広範な対象が定められている。さらに、当該27分野は重要データの関連範囲の一部であり、その他の重要データも対象となりうるというバスケットクローズがあり、重要データの範囲は、上記27分野に限られないことから、その運用は不透明になりかねないとの懸念がある。

ウ 規制を受ける者

EU及びロシアについては、個人情報の管理者、インドネシアについては電子システム提供者が規制を受けるとされている。

これに対し、中国では、国家安全の観点から広く規制されている。中国のサイバーセキュリティ法では、個人情報の管理者に加え、電信、金融、医療等の重要情報インフラの運営者が、さらには、個人情報及び重要データの越境安全評価弁法案では、ネットワーク運営者も規制を受ける対象に加えられているが、ネットワーク運営者の定義、範囲も明確になっておらず、どのような事業者を指すのかが曖昧である点についても懸念がある。

エ その他の規制内容

データ域外移転が認められる主な事由としては、①本人の同意が要求される場合及び②安全管理措置が要

求される場合がある。後者（安全管理措置の要求）には、移転先の法制度に着目するものと、移転先となる事業者の属性等に着目するものがある。また、上記例外事由を満たすことの他に、ロシアの当局に対する域外移転の予定等についての事前通知義務、インドネシアの当局への報告義務などを要求する場合もある。また、中国のサイバーセキュリティ法では、ネットワーク運営者は、越境移転の通知・報告に限定せず、公安機関、国のセキュリティ機関が行う、国の安全保障・犯罪捜査活動のために技術的な支援、協力を行う義務が定められている。

(2) データの国内保存義務規制

中国¹¹、ベトナム¹²及びロシア¹³がデータの国内保存義務に関する条項を規定しているが、EUは、かかる規定は置いていない。データの国内保存義務規定により、外国企業からのサービスの提供に対し、国内企業より不利な待遇を与える場合には、内国民待遇義務違反となる可能性がある。また、電子商取引のルール形成において、日本は、原則として情報の自由な流通を確保することを重視し、WTOの基本原則である無差別待遇の確保を主張してきている。データの国内保存義務規制についても、国民の生命・健康の保護等の正当な公共政策目的に基づく場合等を例外としつつ、原則としてローカライゼーション要求はなされるべきではないとの立場をとっている。

ア 対象とする情報の範囲

ロシアは、データの域外移転制限と同様、個人情報のみを対象としているのに対し、中国及びベトナムについては、個人情報に加え、国家にとって重要な一定のデータを対象とした国内保存義務を規定している。

イ 規制を受ける者

ロシアは、個人情報の管理者が被規制主体となるのに対し、中国及びベトナムは、重要データを管理しているシステム提供者が被規制主体となっている。ただし、その範囲は、「重要情報インフラの運用者」（中国）、「通信網・インターネット網上でサービス及びサイバー空間上での付加サービスを提供する企業」

⁹ サイバーセキュリティ法1条

¹⁰ 個人情報及び重要データの越境安全評価弁法案18条。このほか、国家標準・データ越境流通安全評価ガイドライン案（2017年8月25日付け意見募集稿）3.5条も参照。

¹¹ サイバーセキュリティ法37条

¹² サイバーセキュリティ法26条c

¹³ ロシア連邦個人情報保護法18条5項

(ベトナム) と、各国の規定により異なっており、その定義は必ずしも明確ではない。

ウ その他規制内容

中国、ベトナム及びロシアでは、国内外の事業者の区別なくデータの国内保存義務を課しているが、外国事業者にとってはデータの国内保存に伴う追加的な負担が発生するケースが想定され、こうした措置により外国事業者が国内事業者よりも実質的に不利に扱われるおそれがある。



経済のデジタル化に伴う国際課税及び競争法に関する近年の動き

経済のデジタル化の進展を受けて、これに対応した国際経済活動に関する政策の在り方についての議論が活発になっている。例えば、経済のデジタル化に伴う国際課税上の課題が OECD で議論されているほか、各国がデジタル化された経済活動を捉える課税措置を独自に導入する動きがある（これに関連する問題として、デジタルコンテンツの電子送信に対する関税賦課の取り扱いがあり、WTO の閣僚会議において関税不賦課のモラトリウムが合意されているところ、この問題の詳細についてはデジタル第 II 部補論 2 の 1(2)を参照されたい。）。また、デジタル・プラットフォーマーの台頭等を受けて、競争政策の在り方についても競争当局が中心となって検討がされており、本コラムでは、これらに関連する近年の動きについて紹介する。

1. 国際課税に関する動き

(1) OECD での議論

OECD では、BEPS（税源浸食と利益移転）プロジェクトの一環として、経済のデジタル化に伴う課税上の課題についても議論されており、経済のデジタル化に対応する国際課税ルールの見直しが検討されている。BEPS プロジェクトは、2012 年 6 月に OECD 租税委員会によって立ち上げられ、公正な競争条件の確保という考え方の下、多国籍企業が課税所得を人為的に操作し、課税逃れを行うことがないように、国際課税ルール全体を見直し、世界経済及び企業行動の実態に即したものとするとともに、各国政府・多国籍企業の透明性を高めることを目指すプロジェクトである。OECD が 2015 年に公表した BEPS プロジェクトの最終報告書では、経済のデジタル化に関し、経済全体が急速に電子化する中で、税の観点から電子経済をその他の経済と区別することが困難であることが指摘されるとともに、法人課税について検討を継続して 2020 年までに成果がまとめられるべきとされた。

また、2018 年に公表された OECD の中間報告書では、経済のデジタル化に伴う具体的な国際課税上の課題として、次の点が指摘されている。

第一に、市場国に物理的なプレゼンスがなくても経済活動を行うことができる中、物理的拠点の有無に大きく依存する現在の国際課税ルールの下では、国際的な経済活動から生じる利益が市場国で課税されない事例が顕在化している。

第二に、知的財産などの無形資産の重要性が増している中、関連企業間の取引等を通じて、利益等を軽課税国に移転することが容易になっている。

第三に、ユーザーによって生成されたコンテンツやデータが価値を生み出すようになる中、ユーザーが所在する市場に物理的なプレゼンスがないにもかかわらず当該コンテンツやデータを利用してビジネスを行っている場合のネクサス（課税根拠）の認定や、当該コンテンツやデータから生み出された利益に対する課税権の配分をどのように行うべきかという問題が生じている。

これを踏まえ、2019 年 6 月に公表された OECD の「経済の電子化に伴う課税上の課題に対するコンセンサスに基づく解決策の策定に向けた作業計画」では、①市場国に対し適切に課税所得を配分するためのルールの見直し（Pillar 1）、②軽課税国への利益移転に対抗する措置の導入（Pillar 2）という 2 つの柱からなる解決策について検討することとされた。

その後、OECD 事務局からこれらの 2 つの柱に関しそれぞれ提案がされ、2020 年 1 月の BEPS 包摂的枠組み会合（BEPS プロジェクトの最終報告書で示された経済のデジタル化への対応を含む 15 の行動計画を実施するために立ち上げられた、137 の OECD 加盟・非加盟の国・地域が参加する会合）では、OECD 事務局提案に沿った内容で Pillar 1 の概要が合意されるとともに、Pillar 2 に関する進捗に対して歓迎が示され、2020 年末までに最終報告書を取りまとめることとされている。

① Pillar 1 の概要

通常利益とみなされる一定額を超える利益を超過利益とみなし、その超過利益の一部の課税権を市場国に配分する。

市場国における販売活動等の基礎的な活動に、固定された一定率の利益を割り当てる。

市場国において上記基礎的な活動を超える活動が

ある場合、市場国は引き続き従来の独立企業原則 (arm's length principle) に基づいて課税を行うことができることとする。併せて、二重課税を防ぐための強力な紛争予防・解決メカニズムの導入も検討する。

② Pillar 2 の概要

所得合算ルール：軽課税国に所在する子会社等に帰属する所得について、親会社の所在する国・地域において、最低税率まで課税する。

租税条約の特典否認ルール：軽課税支払いに対して、租税条約上の特典を与えない。

スイッチオーバールール：国外所得免除方式を採用する国・地域が、軽課税国所在の外国支店の所得について、外国税額控除方式に切り替えて課税する。

軽課税支払いルール：軽課税国に所在する関連企業への支払い（使用量等）に対し、支払会社側の国で課税する（損金算入否認）。

（2）諸外国の動き

在るべき課税ルールについての OECD における国家間の議論の収束に先行して、各国が独自に課税措置を導入する動きがある。

例として、2019 年 7 月にフランスの上・下院で承認され、同月にマクロン大統領により署名された、デジタル・サービス税を導入するフランスの法案がある。この動きを受けて、米国通商代表は同税に対する通商法 301 条調査を開始し、同年 12 月に調査報告書を公表するとともに、フランスのデジタル・サービス税は不合理または差別的なものであって、米国の商業に負担または制限となっていると認定した（第 I 部第 2 章の「一方的措置・域外適用」（1）参照）。かかる認定に基づき、米国通商代表はフランスの製品やサービスに対する通商法 301 条に基づく貿易制限措置を提案してパブリック・コメントの募集を行ったが、その後、フランスがデジタル・サービス税の徴収を延期することを発表したことにより一旦事態は沈静化している。

また、トルコも、2019 年 12 月に、デジタル広告サービスやデジタルコンテンツの販売等のデジタル・サービスから生じるトルコ国内での売上げに対して 7.5%の課税（前会計年度における対象サービスから生じる①トルコ国内での売上げが 2000 万トルコリラ未満又は②全世界での売上げが 7 億 5000 万ユーロ未満の場合は適用除外）を行う法案を公表しており、2020

年 3 月に発効予定である。この他にも、2020 年 4 月からデジタル・サービス税を導入予定の英国等、経済のデジタル化に対応する課税措置を導入・検討している国が多数ある。

2. 競争政策に関する動き

デジタル・プラットフォーマーの台頭や経済活動におけるデータの重要性の増大への対応は、競争政策の分野においても重要なテーマとなっている。実際にデジタル・プラットフォーマーの行為が問題視された近年の例として、2015 年に、欧州委員会が、アマゾンの電子書籍流通契約に含まれるいわゆる最恵国待遇条項について、EU 競争法違反の懸念を理由に調査を開始した事案がある。結果として、2017 年に、アマゾン、欧州委員会の懸念への対処として、出版社に対してアマゾンの競争事業者に提供する非価格及び価格に関する各種条件と同じ内容のものをアマゾンに提供するように求める条項を押し付けないこと等を欧州委員会に確約している。

EU では、デジタル単一市場の構築を目指す取組みの中で、他国に先駆けてオンライン・プラットフォーム等に関する規制上の課題について検討がなされている。2017 年 5 月に公表された、かかる取組みの一環として行われた電子商取引セクターに関する調査報告書では、電子商取引の成長が、流通サービスの質や販売価格を把握しやすいといったその特性により、選択的流通制度や垂直的な販売価格・方法の制限等の競争法上の懸念を生じさせる商慣行の発生・進化に繋がっていると指摘されている。同報告書では、これを踏まえ、欧州委員会は、競争及び越境取引に負の影響を与えるこのような商慣行のうち最も蔓延しているものを目標に定めて EU 競争法を執行するとともに、電子商取引関連の商慣行に対する EU 競争法の一貫した適用のために域内各国当局間の連携を強化すると結論付けられている。

また、2019 年 7 月には、透明性、公正性及び予測可能性のあるオンライン・ビジネス環境を提供するルールとして、オンライン仲介サービスや検索エンジンに対し、取引条件や検索ランキングを決定する主要パラメータについての情報開示等の義務を課す「オンライン仲介サービスのビジネス・ユーザーを対象とする公正性・透明性の促進に関する規則」が施行されている。

このような中、日本でも、2018 年 12 月に、プラッ

トフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備に向けて「プラットフォーム型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則」が取りまとめられ、2019年12月に、これを踏まえて公正取引委員会により策定された「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」が公表された。同ガイドラインでは、①デジタル・プラットフォームは、ネットワーク効果、低廉な限界費用、規模の経済等の特性を通じて拡大し、独占化・寡占化が進みやすいとされていること、②デジタル・プラットフォーム事業者によるデータの集積・利活用が進展することにより、競争優位を維持・強化する循環が生じるとされていること、③デジタル・プラットフォーム事業者による消費者の個人情報等の取得・利用に対して懸念する声があることを理由として、デジタル・プラットフォーム事業者が提供するデジタル・プラットフォームにおける個人情報等の取得又は当該取得した個人情報等の利用における行為についての考え方が整理された。

また、IoTの普及や人工知能関連技術の高度化を背景にデータを事業活動に生かすことの重要性が高まる中、データの利活用の促進に資するような競争政策上の課題について検討を行うことが必要となっている状況を踏まえ、公正取引委員会競争政策センター内に「データと競争政策に関する検討会」が立ち上げられ、2017年6月には、独占禁止法の適用の在り方や競争政策上の論点をまとめた同検討会の報告書が公表されている。

3. 今後の課題

経済のデジタル化の進展に合わせ、適切な課税が行われ、競争法がその役割を適切に果たせるよう、引き続き検討や対応を行っていく必要がある。

経済のデジタル化に伴う課税上の課題への対応に関しては、企業間の公平な競争環境を整備することで日本企業の国際競争力の維持及び向上につなげていくことや、新ルールの適用対象の明確化、過大な事務負担及び二重課税の防止といった観点に留意して国際的な議論に取り組んでいく必要がある。

